

高圧ガス保安法実務マニュアル

(第一種製造者(冷凍施設を除く)編)

一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則の適用を受ける第一種製造事業者に適用する。

第一種製造者(冷凍施設を除く)とは

圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が1日100m³(第一種ガスの場合は300m³)以上である設備を使用して、高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む)をするため許可を受けた者

<目次>

	頁
◎ 第一種製造者の許可等に係る手続き	1
◎ 第一種製造者の許可等に係る事務処理フロー	2
I 高圧ガス製造許可	4
II 高圧ガス製造施設等変更許可	12
III 製造施設完成検査	18
IV 危害予防規程の届、変更届	20
V 高圧ガス保安統括者届等	21
VI 高圧ガス製造開始(廃止)届	26
VII 保安検査	27
VIII 高圧ガス製造施設軽微変更届	29
IX 代表者等変更届	32
X 高圧ガス製造施設休止届	33
XI 第一種製造事業承継届	34
◎ 様式	35

平成27年4月

福島県危機管理部消防保安課